

ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要

被保険者とは保険の対象になる方をいいます。

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 既に死亡保険金をお支払いした場合で、その原因が被保険者への加害を目的とした第三者の作為によるものであったとき。 [注] ただし、被保険者が航空機に搭乗中、旅客定200名以上の旅客機に乗船中、航空機搭乗者として限られた飛行場内にいる間等のケガで死亡された場合は「死亡特別保険金」のケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したものとします。	死亡・後遺障害保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 既に死亡特別保険金に死亡特別保険金を乗じた額をお支払いします。（死亡特別保険金割合100%の場合はお支払いした死亡保険金と同額をお支払いします。）	たとえば、次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転 ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
	死亡特別			
	後遺障害	海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 [注] 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。		
疾病死亡	疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 海外渡航中に病気により死亡されたとき。 「海外渡航中に発病した病気」または「海外渡航終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外渡航開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。（ただし、海外渡航終了後72時間以内に医師の治療を受けたものに限りません。） 海外渡航中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱など）により海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。		たとえば、次のような原因により発病した病気 ・戦争、革命などの事変 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・放射能汚染 ・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気 ・歯科疾病
	後遺障害			
傷害治療費用	治療費用	海外渡航中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき。（義手、義足の修理を含みます。）	1回のケガ・病状につき、現実に出し、当社が妥当と認められた次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りません。） ・診察費・入院関係費（入院による治療を受けるにもかかわらず入院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養した治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送等の費用を含みます。） ・入院・通院のための交通費および通院旅費に治療のために現実に出した金額。 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合計で20万円を限度とします。 入院の全額、旅行行程に備蓄または直接帰国するために現実に出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。） [注] 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	上記治療費用・後遺障害の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。
	治療費用			
疾病治療費用	治療費用	「海外渡航中に発病した病気」または「海外渡航終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外渡航開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外渡航終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を開始されたとき。 海外渡航中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱など）により海外渡航終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を開始されたとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救護者費用保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。（保険金額300万円超の場合「保険金をお支払いする場合は」の「は300万円以内」） ・入院の場合で継続入院日数3～6日ものとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃（救護者1名分） 現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救護者1名かつ14日分まで） 諸雑費（救護者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で5万円まで） ・上記以外のとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃（救護者3名まで） 現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救護者3名かつ1名につき14日分まで） 現地からの移送費用 運送の処理費用（100万円まで） 諸雑費（救護者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で20万円まで）	上記疾病死亡の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 [注] 渡航開始前の既往症または持病による疾病治療費用のお支払いはできません。
	治療費用			
救護者費用	救護者費用	・海外渡航中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 ・海外渡航中に発病した妊婦・出産、早産、流産を原因として死亡されたとき。 ・海外渡航中に発病した病気（海外渡航中に医師の治療を開始した後も引き続き医師の治療を受けた場合に限りません。）が原因で海外渡航終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 海外渡航中の事故によるケガまたは海外渡航中に発病した病気（海外渡航中に医師の治療を開始した場合に限ります。）が原因で継続して3日以上入院されたとき。 海外渡航中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要なとき。 海外渡航中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救護者費用保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。（保険金額300万円超の場合「保険金をお支払いする場合は」の「は300万円以内」） ・入院の場合で継続入院日数3～6日ものとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃（救護者1名分） 現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救護者1名かつ14日分まで） 諸雑費（救護者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で5万円まで） ・上記以外のとき ・捜索救助費用 現地までの航空運賃等の往復運賃（救護者3名まで） 現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救護者3名かつ1名につき14日分まで） 現地からの移送費用 運送の処理費用（100万円まで） 諸雑費（救護者の渡航手続費、現地の交通費・通信費等合計で20万円まで）	たとえば、次のような原因により生じた事故 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・自殺行為（死亡されたときを除きます。） ・戦争、革命などの事変 原因のいかなるもの、むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
	一部変更特約付帯			
救護者費用等追加担保特約付帯	救護者費用等追加担保特約付帯			
治療・救護費用	傷害治療費用、疾病治療費用または救護者費用のいずれかが支払われる場合には、これらの保険金の支払いに代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救護費用保険金としてお支払いします。 救護費用保険金額を限度とします。		お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救護費用保険金額を限度とします。	
賠償責任	賠償責任	海外渡航中に、被保険者ご本人が、投資中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発、漏水によって借家を損壊して、法律上の賠償責任を負ったとき、その他、日常生活に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの（貴金属等から直接借り入れた旅行用品・生活用動産を含みます。）をこわしたりして法律上の賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき、賠償責任（長期用）保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、争訟費用などは、別枠でお支払いします。 [注] 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	たとえば、次のような原因により生じた賠償損害 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の職業（アルバイトを含みます。）上の行為 ・受託物に対する損害賠償 ・自動車、船、飛行機、鉄道（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する事故 ・汚染物質の排出、流出 被保険者の親族に対する損害賠償
	（長期契約用）			
生活用動産	生活用動産	海外現地の住宅・ホテル内にある被保険者ご本人所有の家財・身の回り品および通動・買物・旅行などの際に携行している被保険者ご本人所有の身の回り品が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けたとき。 ①現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、各種書籍等は対象になりません。また、レンタルの盗用品を使用する山岳登山、スノーダイビング、パラシュートダイビング、ウイングサーフィン、スノーボードダイビング、サーフィン等のスポーツの用具や、輸送中の荷物、クリーニング等のため業者に委託した物品も対象になりません。	家財・身の回り品1個（1点または1対）あたり20万円（単身券、航空券等の場合は合計5万円）を限度として時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費をお支払いします。ただし、生活用動産（長期用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払の限度とします。 [注] 被害については、旅券の再取得または再発給の取扱いに要した交通費、ホテル客室料、手数料、電報料、写真代を、運転免許証については再発給手数料を損害額とします。（5万円まで）	たとえば、次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・差し押入れ、没収 ・紛失、置き忘れ、詐欺・横領
	（長期契約用）			
緊急一時帰国費用	緊急一時帰国費用	海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の理由により一時帰国したとき。 配偶者または2親等以内の親族の死亡 配偶者または2親等以内の親族の危病 配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 その他、のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ帰ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した当社が妥当と認められた次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ・往復の航空運賃等の交通費 ・ホテル客室料および諸雑費（合計して20万円まで） ①一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテル等の宿泊料（14日分まで） ②諸雑費（通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等） 同一の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は、お支払いの対象となりません。ただし、同一の親族の危険により2回以上帰国した場合、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。 [注2] 保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。	たとえば、次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・海外渡航開始前に発病した病気 左記「保険金をお支払いする場合」の「理由または」の理由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合
留学継続費用	留学継続費用	あらかじめ指定された被保険者（留学生）の扶養者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した、または重度後遺障害を被ったとき。 （重度後遺障害例） ・両目が失明した。 ・喉（そ）しゃくまたは言語の機能を全く喪失した。 など [注] ・留学生とは勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に留学をする方をいいます。 ・学校は、一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	扶養者の死亡、または重度後遺障害の状態となった時から予定留学期間までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた金額を一時にお支払いします。（1年末満の端日数があるときは日割により。）	たとえば、扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じたものである場合 ・保険契約者、被保険者または扶養者の故意 ・扶養者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・扶養者による、自動車などの酒酔運転、無資格運転 扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となった時に被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合（ただし、入学の手続きを終えている場合を除きます。） 扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合
	ご希望により追加してセットできるオプション(特約)			

お申込みにあたって（必ずお読みください）

保険期間（保険のご契約期間）は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。（保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）
申込書に記載されていることと間違いがないか十分ご確認ください。（必要事項の記載がなかったり、記載内容が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。）
すでに日本国外に滞在されている方、帰国の予定のない方、永住を目的に日本国外に居住される方はお引受けできません。
職業危険（例えば、外国でのダムやビルの建設、重電機を組み立て・修理を伴う場合、あるいは旅行先でアイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スノーダイビング等の危険なスポーツをする場合はお申し出ください。）（割増保険料が必要です。割増保険料をお支払いいただけない場合には、保険金等を削減させていただきます場合またはお支払いできない場合がございます。また、職務内容やスポーツの内容によっては、お引受けできない場合があります。）

あります。）
申込書の記載内容によっては、お引受けできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。
保険期間の延長につきましてはお引受けできない場合があります。なお、保険期間が通算して31日を超える場合、同内容での期間延長はできない場合があります。
事故が起きた場合：保険の対象となる事故が発生したときは最寄りのJデスク（事故処理サービスオフィス）または弊社・弊社代理店まで病気、ケガの状況その他損害の程度を30日以内にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
財産の状況の変化による保険金等の削減について：引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等が凍結、削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で90%まで補償されることがあります。

このパンフレットは海外旅行傷害保険の概要をご紹介します。詳細は保険約款により、契約の管理業務等の代理業務等をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

取扱代理店



〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 <http://www.jihoken.co.jp>

この保険に関するお問い合わせは

右記取扱代理店 または下記へ

お客様専用ダイヤル03 3237 2921 平日9:00～17:00
(土日、祝日は休日とさせていただきます。)